

令和3年3月定例

四万十町教育委員会

会議資料

日時：令和3年3月9日（火）午前9時00分

場所：四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 教育長あいさつ

### 3 会議録署名委員の指名

### 4 議 題

- ① 承認第1号 専決処分の承認について（指定校区外就学申請の承認）
- ② 議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ③ 議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ④ 議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ⑤ 議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ⑥ 議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ⑦ 議案第6号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ⑧ 議案第7号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ⑨ 議案第8号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ⑩ 議案第9号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ⑪ 議案第10号 区域外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ⑫ 議案第11号 区域外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ⑬ 議案第12号 区域外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ⑭ 議案第13号 区域外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ⑮ 議案第14号 四万十町教職員住宅条例の改正について
- ⑯ 議案第15号 四万十町教育委員会公印規則の改正について
- ⑰ 議案第16号 四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の改正について
- ⑱ 議案第17号 四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱の改正について
- ⑲ 議案第18号 令和2年度教育委員会関係3月補正予算案について
- ⑳ 議案第19号 令和3年度教育委員会関係当初予算案について
- ㉑ 議案第20号 令和3年度四万十町立保育所等の嘱託医等の委嘱について
- ㉒ 議案第21号 四万十町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の選定について
- ㉓ 議案第22号 令和3年度教育委員会会計年度任用職員の任用について
- ㉔ 議案第23号 令和3年4月1日付け学校校務員及び保育所等職員の人事異動について

5 協議事項

6 報告事項

- ① 令和2年度 高知県体力・運動能力、生活実態等調査結果について
- ② 四万十町立小中学校の学校歯科医及び学校薬剤師について
- ③ 校区外就学にかかる部活動状況報告について

7 その他

教育長	山脇 光章
委員	横山 順一、 坂本 維子、 石崎 豊史、 佐々倉 愛
事務局	浜田 章克、 林 瑞穂、 西谷 典生、 東 孝典

承認第1号

専決処分の承認について

指定校区外就学について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和3年3月9日 提出

四万十町教育長 山脇 光章



## 参 考

### 四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則 (平成18年教育委員会規則第4号) 抜粋

(委任)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第25条第1項の規定に基づき、四万十町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第26条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第29条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

第3条 教育長は、緊急の場合には、第1条各号に規定する事務を専決することができる。

(委員会への報告)

第4条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第1条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

## 参考

### 四万十町立小学校及び中学校における校区外就学に関する取扱要綱【抜粋】

(校区外就学)

**第2条** 四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、児童生徒の保護者から教育委員会が指定する小学校又は中学校（以下「指定校」という。）の変更を希望する旨の申請がなされた場合で、別表に掲げる基準のいずれかに該当するときは、指定校の変更をすることができる。

(申請)

**第3条** 前条の規定により指定校の変更を希望する保護者は、指定校区外就学申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、教育委員会に申請しなければならない。

(承認)

**第4条** 教育委員会は、前条に規定する申請書を受理したときは、申請書及び添付書類の内容を審査し、適当であると認められたものについて、指定校の変更を承認するものとする。

## 別表（第2条関係）

## 校区外就学基準

No.	区分	事由	対象者	期間	備考（添付書類等）
1	学期途中の転居	四万十町内への転居で、引き続き在籍していた学校に就学させたい場合	小・中 全学年	当該学年の 終了まで	・校区外就学協議書（様式第3号）
2	留守家庭	勤務等により、児童の帰宅時に保護者等が不在であり、児童を祖父母宅、知人、学童保育等へ預けるため、預かり先の住所地の指定校に就学させたい場合	小全学 年	当該学年の 終了まで （1年更新）	・預かり承諾書（様式第4号） ・在職証明書（様式第5号）
3	転居予定	新築等により、完成後又は購入後の転居が確実であり、転居予定先の指定校に就学させたい場合	小・中 全学年	転居日まで （原則6か月以内）	・校区外就学協議書（様式第3号） ・建築確認申請書、売買契約書、入居契約書等の転居を確認できる書類
4	住民票のみの異動（住宅融資等）	住民票が居所に無い場合	小・中 全学年	転居日まで （原則6か月以内）	・校区外就学協議書（様式第3号） ・建築確認申請書等の住宅建築を確認できる書類 ・居住証明書（様式第6号） 又は居住を確認できる書類
5	教育上等の配慮	いじめ、不登校、健康上等の理由により校区外就学が適当であると教育委員会が認めた場合	小・中 全学年	必要と認められる期間	・校区外就学協議書（様式第3号） ・通学を希望する学校長の意見書又は関係機関の意見書等 ・医師の診断書（必要と認められる場合）
6	地理的な理由	学校との距離により教育委員会が特に校区外就学が適当であると認めた場合	小・中 全学年	卒業時まで	
7	その他の事情	No.1から6までに掲げる事由のほか、教育委員会が特に校区外就学が適当であると認めた場合	小・中 全学年	必要と認められる期間	・校区外就学協議書（様式第3号） ・事由要件による。

























## 参 考

### ○ 学校教育法施行令【抜粋】

(昭和 28 年 10 月 31 日政令第 340 号)

#### (区域外就学等)

**第 9 条** 児童生徒等とその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

### ○ 四万十町立小学校及び中学校における区域外就学に関する取扱要綱【抜粋】

#### (区域外就学)

**第 2 条** 四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、他市町村に住所を有する児童生徒の保護者から四万十町立の小学校又は中学校に区域外就学を希望する旨の申請がなされた場合で、別表に掲げる基準のいずれかに該当し、かつ、関係市町村教育委員会の承諾を得たときは、当該児童生徒の区域外就学を承諾することができる。

#### (申請)

**第 3 条** 前条の規定により、区域外就学を希望する児童生徒の保護者は、区域外就学申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添付し、教育委員会に申請しなければならない。

#### (区域外就学の協議)

**第 4 条** 教育委員会は、前条に規定する申請書等を受理したときは、当該書類の内容を審査し、適当であると認められたものについて、住民登録地の市町村の教育委員会に区域外就学の協議書を送付し協議する。

別表（第2条関係）

No	区分	事由	対象者	期間	備考（添付書類等）
1	学期途中の転出	四万十町から転出したが、引き続き在籍していた学校に就学させたい場合	小・中 全学年	当該学年の終了まで	・区域外就学協議書
2	住居建築中	住居の建替えのために一時的に町外へ居所を変更する場合	小・中 全学年	住居の完成まで（原則6か月以内）	・区域外就学協議書 ・建築確認申請書等の住宅建築を確認できる書類
3	転入予定	四万十町へ転入予定で、事前に転入住所地の校区の学校に就学を希望する場合	小・中 全学年	転入日まで（原則6か月以内）	・区域外就学協議書 ・建築確認申請書、売買契約書、賃貸借契約書等転入が確認できる書類
4	住民異動手続を伴わない転入	住民票が四万十町以外で町内に居住する場合	小・中 全学年	住民基本台帳への記録が行われるまでの期間	・居住証明書又は居住を確認できる書類
5	教育上等の配慮	いじめ、不登校、健康上等の理由により区域外就学が適当であると教育委員会が認めた場合	小・中 全学年	必要と認められる期間	・区域外就学協議書 ・学校長の意見書又は関係機関の意見書等 ・医師の診断書（必要と認められる場合）
6	その他事情	No.1から5までに掲げる事由のほか、教育委員会が特に区域外就学が適当であると認めた場合	小・中 全学年	必要と認められる期間	・区域外就学協議書 ・事由要件による。







議案第 14 号

四万十町教職員住宅条例の改正について

四万十町教職員住宅条例を下記のとおり改正することについて、委員会の意見を求める。

令和 3 年 3 月 9 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例

四万十町教職員住宅条例（平成 18 年四万十町条例第 164 号）の一部を次のように改正する。

別表昭和教員住宅 2 - 1 の項から昭和教員住宅 4 - 2 の項までを削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。



参考

## 四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について

### 【要旨】

今回の条例改正は、四万十町昭和1211番地10に所在する昭和49年建築の昭和教員住宅2-1、2-2、四万十町昭和699番地1に所在する昭和50年建築の昭和教員住宅3、昭和56年建築の昭和教員住宅4-1、4-2の合わせて3棟5戸については、老朽化が激しく今後も入居者が見込めないことから令和3年度に取壊しを実施するため、教職員住宅から除外する。

#### 昭和教員住宅2-1の概要

建築年 昭和49年 構造 木造二階建て 床面積 46㎡

#### 昭和教員住宅2-2の概要

建築年 昭和49年 構造 木造二階建て 床面積 46㎡

#### 昭和教員住宅3の概要

建築年 昭和50年 構造 木造平屋建て 床面積 49㎡

#### 昭和教員住宅4-1の概要

建築年 昭和56年 構造 木造二階建て 床面積 59㎡

#### 昭和教員住宅4-2の概要

建築年 昭和56年 構造 木造二階建て 床面積 59㎡

### 【改正の内容】

四万十町教職員住宅条例の適用施設から「昭和教員住宅2-1、2-2、3、4-1、4-2」を除く。

### 【新旧対照表】

改正後 ○四万十町教職員住宅条例 平成18年3月20日条例第164号 (省略) 別表(第2条、第3条関係)						改正前 ○四万十町教職員住宅条例 平成18年3月20日条例第164号 (省略) 別表(第2条、第3条関係)					
名称	建設年度	構造種別	建築面積(㎡)	設置場所	家賃月額(円)	名称	建設年度	構造種別	建築面積(㎡)	設置場所	家賃月額(円)
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
十川教員住宅2	昭和47年	木造二階建て	40	四万十町十川224番地1	6,800	十川教員住宅2	昭和47年	木造二階建て	40	四万十町十川224番地1	6,800
昭和教員住宅5-	平成6年	木造二階建て	40	四万十町昭和446番地	12,000	<u>昭和教員住宅2-</u>	<u>昭和49年</u>	<u>木造二階建て</u>	<u>46</u>	<u>四万十町昭和1211番地</u>	<u>6,800</u>

改正後						改正前					
1				1		<u>1</u>				<u>10</u>	
昭和教員 住宅5- 2	平成6 年	木造二階建 て	40	四万十町昭 和446番地 1	12,000	<u>昭和教員 住宅2- 2</u>	<u>昭和49 年</u>	<u>木造二階建 て</u>		<u>46</u> <u>四万十町昭 和1211番地 10</u>	<u>6,800</u>
昭和教員 住宅5- 3	平成6 年	木造二階建 て	40	四万十町昭 和446番地 1	12,000	<u>昭和教員 住宅3</u>	<u>昭和50 年</u>	<u>木造平屋建 て</u>		<u>49</u> <u>四万十町昭 和699番地 1</u>	<u>8,800</u>
昭和教員 住宅6- 1	平成9 年	木造二階建 て	62	四万十町昭 和678番地 1	17,000	<u>昭和教員 住宅4- 1</u>	<u>昭和56 年</u>	<u>木造二階建 て</u>		<u>59</u> <u>四万十町昭 和699番地 1</u>	<u>8,800</u>
昭和教員 住宅6- 2	平成9 年	木造二階建 て	62	四万十町昭 和678番地 1	17,000	<u>昭和教員 住宅4- 2</u>	<u>昭和56 年</u>	<u>木造二階建 て</u>		<u>59</u> <u>四万十町昭 和699番地 1</u>	<u>8,800</u>
大井川教 員住宅1	昭和62 年	木造平屋建 て	59	四万十町大 井川1495番 地1	11,700	昭和教員 住宅5- 1	平成6 年	木造二階建 て	40	四万十町昭 和446番地 1	12,000
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
<p>附 則</p> <p>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p>											

議案第 15 号

四万十町教育委員会公印規則の改正について

四万十町教育委員会公印規則を下記のとおり改正することについて、委員会の意見を求める。

令和 3 年 3 月 9 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町教育委員会公印規則の一部を改正する規則

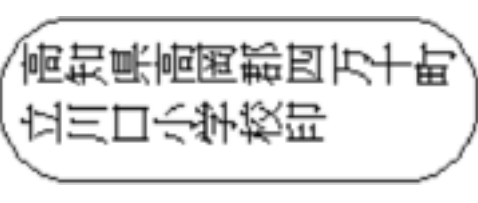
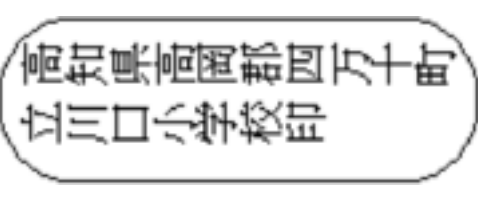
四万十町教育委員会公印規則（平成 18 年四万十町教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表高知県高岡郡四万十町立家地川小学校印の項、高知県高岡郡四万十町立家地川小学校長印の項及び高知県高岡郡四万十町立家地川小学校長職務代理者印の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

四万十町教育委員会公印規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後		改正前					
○四万十町教育委員会公印規則 平成18年3月20日教育委員会規則第7号 別表(第4条関係)		○四万十町教育委員会公印規則 平成18年3月20日教育委員会規則第7号 別表(第4条関係)					
公印のひな形 (略)	寸法	素材	書体	管守者	個数		
 <p>高知県高岡郡四万十町 立川口小学校印</p>	縦方36ミリメ ートル 横方15ミリメ ートル	柘	てん書	学校長	1		
 <p>高知県高岡郡四万十町 立川口小学校印</p>	方38ミリメ ートル	柘	隷書	学校長	1		
 <p>高知県高岡郡四万十町 立川口小学校印</p>	方18ミリメ ートル	柘	楷書	学校長	1		



改正後							改正前						
高知県高岡郡四万十町立東又小学校校長印	方18ミリメートル	柘	楷書	学校長	1		高知県高岡郡四万十町立東又小学校校長印	方18ミリメートル	柘	楷書	学校長	1	
(略)							(略)						
高知県高岡郡四万十町立川口小学校長職務代理人印	方18ミリメートル	柘	楷書	学校長	1		高知県高岡郡四万十町立川口小学校長職務代理人印	方18ミリメートル	柘	楷書	学校長	1	
							高知県高岡郡四万十町立家地川小学校長職務代理人印	方18ミリメートル	柘	楷書	学校長	1	
高知県高岡郡四万十町立東又小学校長職務代理人印	方18ミリメートル	柘	楷書	学校長	1		高知県高岡郡四万十町立東又小学校長職務代理人印	方18ミリメートル	柘	楷書	学校長	1	
(略)							(略)						

議案第16号

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の改正について

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則を下記のとおり改正することについて、委員会の意見を求める。

令和3年3月9日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成18年四万十町教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 6 令和3年度から当分の間休校する次の表に定める学校の通学区域にある者の通学すべき学校の指定は、別表の規定にかかわらず、当該学校の休校中は次の表に定めるとおりとする。

休校する学校名	通学すべき学校名
興津中学校	窪川中学校

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前				
<p>○四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則 平成18年3月20日教育委員会規則第19号</p> <p>四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則</p> <p>(省略)</p> <p>附 則 (施行期日) 1 ～ 5 (省略)</p> <p>6 令和3年度から当分の間休校する次の表に定める学校の通学区域にある者の通学すべき学校の指定は、別表の規定にかかわらず、当該学校の休校中は次の表に定めるとおとする。</p> <table border="1" data-bbox="750 1164 845 2060"> <tr> <td>休校する学校名</td> <td>通学すべき学校名</td> </tr> <tr> <td>興津中学校</td> <td>窪川中学校</td> </tr> </table> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p>	休校する学校名	通学すべき学校名	興津中学校	窪川中学校	<p>○四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則 平成18年3月20日教育委員会規則第19号</p> <p>四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則</p> <p>(省略)</p> <p>附 則 (施行期日) 1 ～ 5 (省略)</p>
休校する学校名	通学すべき学校名				
興津中学校	窪川中学校				



議案第17号

四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱の改正について

四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱を別紙のとおり改正することについて、委員会の意見を求める。

令和3年3月9日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

## 四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱（平成21年教育長告示第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「この補助金」を「教育長」に、「補助する。」を「補助金を交付する。」に改める。

第3条を次のように改める。

（補助対象事業等）

第3条 当補助金の事業区分、補助対象者、補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

第4条中「団体等」を「者」に改める。

第5条を次のように改める。

（交付決定）

第5条 教育長は、第4条による申請書が提出された場合、当該申請書及び添付書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付又は変更が適当であると認められるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

第6条を次のように改める。

（補助事業の変更）

第6条 申請者は、補助金の交付決定を受けた事業について、交付決定額の変更又は補助事業を中止若しくは廃止する場合は、補助金変更承認申請書（様式第3号）を教育長に提出しなければならない。教育長は、当該申請書が提出された場合、申請書及び添付書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の交付決定額の変更又は補助事業を中止若しくは廃止が適当であると認められるときは、交付決定変更通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

第9条を11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

（交付決定の取消し等）

第9条 教育長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- （2） 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3） 補助金の交付の条件に違反したとき。
- （4） 補助事業の実施が著しく不相当であると認められたとき。
- （5） 四万十町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年四万十町規則第16号。）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当すると

認められたとき。

- 2 教育長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関しすでに補助金が交付されているときは、期限を決めてこれを返還させるものとする。

(補助事業の経理等)

第10条 申請者は、補助事業の経費については帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 申請者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、保存しなければならない。

附則第1項を削り、第2項を第1項とし、第1項に次の1項を加える

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助率等
学校教育振興事業	町内の小中学校及び高等学校並びにこれらの団体に所属する教職員で組織される団体（以下「団体等」という。）	(1) 町立小中学校の児童生徒等を主な参加者とする大会の運営費 (2) 部活動の運営や活動に係る経費 (3) その他学校教育の推進、振興及び研究活動等に必要な経費	教育長が必要と認める額
社会教育団体活動推進事業	町内で活動する次に掲げる団体 (1) 青少年の健全育成活動を行う団体 (2) 人権教育活動を行う団体 (3) 婦人会・青年団等地域活動を行う団体 (4) 地域における芸術文化の振興に資する団体	団体の主たる目的を達成するために必要な経費（食糧費を除く。）	(1)(2)(3) 教育長が必要と認める額 (4) 2/3以内

<p>全国大会等参加支援事業</p>	<p>予選、選抜又は競技団体からの推薦等を経て出場が決まった全国大会等(以下、「大会等」という。)へ参加登録のある者のうち、四万十町の住民基本台帳に登録されている者及びその者が所属する団体の指導者</p>	<p>大会参加費、保険料、旅費交通費その他大会等の参加に必要な経費</p>	<p>次に掲げる大会等の区分に応じて定めた額。ただし、指導者は1団体につき2人を限度とする。</p> <p>(1)四国外で開催される全国大会 1人につき15,000円</p> <p>(2)四国外で開催される西日本大会 1人につき12,000円</p> <p>(3)四国大会及び四国内で開催される全国大会、西日本大会 1人につき8,000円</p> <p>(4)四万十町を代表して出場する大会で、教育長が必要と認めるもの 1人につき1万円</p>
<p>総合型地域スポーツクラブ支援事業</p>	<p>町内の総合型地域スポーツクラブ</p>	<p>報酬、報償費、人件費、旅費、需用費、役務費</p>	<p>教育長が必要と認める額</p>
<p>四万十川桜マラソン大会開催支援事業</p>	<p>四万十川桜マラソン大会実行委員会</p>	<p>報酬、報償費、人件費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料</p>	<p>1/2以内</p>

第2号様式を次のように改める。  
第2号様式（第5条関係）

四万十町教委指令第 号

住 所  
氏 名

### 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった 年度四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金（要綱第3条 事業）に対し、下記の条件を付して金 円を交付する。

年 月 日

四万十町教育長

### 記

#### 条 件

- 1 補助金は、申請に係る補助事業に使用し、目的以外の経費に流用してはならない。
- 2 補助事業を廃止又は中止する場合は、教育委員会の承認を受けること。
- 3 予定した期日に事業が完了しないと認められるとき、又は事業遂行が困難となったときは、速やかに教育委員会に報告し、その指示を受けること。
- 4 補助事業により取得し、又は効用を増加した財産は、他に譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。
- 5 補助事業が完了し、又は廃止の承認を得たとき、又は町の会計年度が終了したときは、教育委員会の指定する期日までに実績報告書を提出すること。
- 6 交付した補助金又は交付すべき補助金の額は、審査又は検査の後に確定する。
- 7 上記の条件に違反し、又は四万十町補助金等交付規則の定めに違反した場合は、補助金の全部又は一部につき、これを返還させることがある。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

四万十町教育長 様

住 所

氏 名 ⑩

年度四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け四万十町教委指令第 号で交付決定のあった 年度四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金（要綱第3条 事業）について、下記のとおり変更したいので、四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 変更交付申請額

既交付決定額（円）	変更後の申請額（円）	差引増減額（円）

4 添付書類 収支予算書（変更）

第4条様式を次のように改める。

第4号様式（第6条関係）

四万十町教委指令第 号

住 所

氏 名

交 付 決 定 変 更 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった 年度四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金変更承認申請について、申請のとおりこれを承認し、 年 月 日付け四万十町教委指令第 号による交付決定通知の補助金額を金 円に変更決定して交付する。

年 月 日

四万十町教育長

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
<p>○四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱 平成21年4月27日教育長告示第3号</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(補助目的)</p> <p>第2条 <b>教育長</b>は、教育行政の基本理念である「たくましく人間性豊かな人づくり」を目的に、個人及び団体等が実施する学校教育振興事業及び生涯学習事業に要する経費に対して、予算の範囲内で<b>補助金を交付</b>する。 (補助対象事業等)</p> <p>第3条 <b>当補助金の事業区分、補助対象者、補助対象経費及び補助率等</b>は別表のとおりとする。</p> <p>(交付申請)</p> <p>第4条 補助金の交付の申請をしようとする<b>者</b>（以下「申請者」という）は補助金交付申請書（様式第1号）を教育長が定めた期日までに提出しなければならない。</p> <p>(交付決定)</p> <p>第5条 <b>教育長は、第4条による申請書が提出された場合、当該申請書及び添付書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付又は変更が適当であると認められるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。</b> (補助事業の変更)</p> <p>第6条 申請者は、補助金の交付決定を受けた事業について、交付決定額の変更又は補助事業を中止若しくは廃止する場合は、補助金変更承認申請書（様式第3号）を教育長に提出しなければならない。教育長は、当該申請書が提出された場合、申請書及び添付書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定額の変更又は補助事業を中止若しくは廃止が適当であると認められるときは、交付決定変更通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。</p>	<p>○四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱 平成21年4月27日教育長告示第3号</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(補助目的)</p> <p>第2条 <b>この補助金</b>は、教育行政の基本理念である「たくましく人間性豊かな人づくり」を目的に、個人及び団体等が実施する学校教育振興事業及び生涯学習事業に要する経費に対して、予算の範囲内で<b>補助</b>する。 (補助対象事業)</p> <p>第3条 この補助金の対象事業は別表のとおりとする。</p> <p>(交付申請)</p> <p>第4条 補助金の交付の申請をしようとする団体等（以下「申請者」という。）は補助金交付申請書（様式第1号）を教育長が定めた期日までに提出しなければならない。</p> <p>(補助事業の変更)</p> <p>第5条 申請者は、補助金の交付決定を受けた事業について、交付決定額の変更又は補助事業を中止若しくは廃止する場合は、補助金変更承認申請書（様式第2号）を教育長に提出し承認を受けなければならない。</p> <p>(交付又は、変更の決定)</p> <p>第6条 教育長は、第4条による申請書又は、第5条による変更承認申請書が提出された場合、当該申請書及び添付書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を調査し、補助金の交付又は変更が適当であると認められるときは、補助金の交付決定通知書（様式第3号）、又は交付決定変更通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。</p>



改正後	改正前
<p>するものとする。</p> <p>第7条 ・ 第8条 (略)</p> <p>(交付決定の取消し等)</p> <p>第9条 教育長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。</p> <p>(3) 補助金の交付の条件に違反したとき。</p> <p>(4) 補助事業の実施が著しく不適當であると認められたとき。</p> <p>(5) 四万十町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年四万十町規則第16号。）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当すると認められたとき。</p> <p>2 教育長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関しすでに補助金が交付されているときは、期限を決めてこれを返還させるものとする。</p> <p>(補助事業の経理等)</p> <p>第10条 申請者は、補助事業の経費については帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>2 申請者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、保存しなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この告示は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。</p>	<p>第7条 ・ 第8条 (略)</p> <p>(補則)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この告示は、平成18年8月8日から施行する。</p> <p>2 この告示は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。</p>

改正後		改正前	
2	この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 (経過措置)	3・4 (略)	3・4 (略)
別表 (第3条関係)	事業区分	補助対象者	補助対象経費
学校教育振興事業	町内の小中学校及び高等学校並びにこれらの団体に所属する教職員で組織される団体(以下「団体等」という。)	町立小中学校及び児童生徒等と主要な参加者とする大会の運営費 (2)部活動の運営や活動に係る経費 (3)その他学校教育の推進、振興及び研究活動等に必要経費	(1)町立小中学校の児童生徒等と主要な参加者とする大会の運営費 (2)部活動の運営や活動に係る経費 (3)その他学校教育の推進、振興及び研究活動等に必要経費
社会教育団体活動推進事業	町内で活動する次に掲げる団体 (1)青少年の健全育成活動を行う団体 (2)人権教育活動を行う団体 (3)婦人会・青年団等地域活動を行う団体 (4)地域における	団体の主たる目的を達成するために必要な経費(食糧費を除く。)	(1)(2)(3)教育長が必要と認める額 (4)2/3以内
	事業区分	補助対象者	補助率等
	学校教育振興事業	個人	① 教育研修等参加支援事業 ② 学校地域連携振興事業 ③ 学校体育・文化振興事業 ④ 教育研究振興事業 ⑤ へき地複式研究振興事業 ⑥ 特殊学級研究振興事業 ⑦ 学校管理職研究振興事業 ⑧ 教育長が特に必要と認めたもの
	生涯学習事業	個人	① 人材育成事業 ② スポーツ大会等参加支援事業 ③ 町文化協会事業 ④ 町連合婦人会事業 ⑤ 町連合青年団事業 ⑥ 町子ども会事業 ⑦ 町人権教育研究協議会事業 ⑧ 自主活動グループ育成事業

改正後		改正前	
芸術文化の振興に資する団体		⑨	スポーツ大会等参加支援事業
		⑩	総合型地域スポーツクラブ支援事業
		⑪	教育長が特に必要と認めたもの
		その他	
全国大会等参加支援事業	予選、選抜又は競技団体からの推薦等を経て出場が決まった全国大会等(以下、「大会等」という。)へ参加登録のある者のうち、四万十町の住民基本台帳に登録されている者及びその者が所属する団体の指導者	大会参加費、保険料、旅費交通費その他大会等の参加に必要な経費	次に掲げる大会等の区分に応じて定めた額。ただし、指導者は1団体につき2人を限度とする。 (1)四国外で開催される全国大会 1人につき15,000円 (2)四国外で開催される西日本大会 1人につき12,000円 (3)四国大会及び四国内で開催される全国大会、西日本大会 1人につき8,000円 (4)四万十町を代表して出場する大会で、教育長が必要と認めるもの 1人につき1万円
総合型地域スポーツクラブ支援事業	町内の総合型地域スポーツクラブ	報酬、報償費、人件費、旅費、需用費、役員費	教育長が必要と認める額
四万十川桜マラソン大会開催支援事業	四万十川桜マラソン大会実行委員会	報酬、報償費、人件費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料、賃借料	1/2以内

改正後	改正前						
<p>様式第1号 (第4条関係) (略)</p> <p>様式第2号 (第5条関係)</p> <p style="text-align: right;">四万十町教委指令第 号</p> <p style="text-align: center;">住所氏名</p> <p style="text-align: center;">交付決定通知書</p> <p>年月日付けで申請のあった 年度四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金(要綱第3条 事業)に対し、下記の条件を付して金円を交付する。</p> <p style="text-align: right;">年月日</p> <p style="text-align: center;">四万十町教育長</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助金は、申請に係る補助事業に使用し、目的以外の経費に流用してはならない。</li> <li>2 補助事業を廃止又は中止する場合は、教育委員会の承認を受けること。</li> <li>3 予定した期日に事業が完了しないと認められるとき、又は事業遂行が困難となったときは、速やかに教育委員会に報告し、その指示を受けること。</li> <li>4 補助事業により取得し、又は効用を増加した財産は、他に譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。</li> <li>5 補助事業が完了し、又は廃止の承認を得たとき、又は町の会計年度が終了したときは、教育委員会の指定する期日までに実績報告書を提出すること。</li> <li>6 交付した補助金又は交付すべき補助金の額は、審査又は検査の後に確定する。</li> <li>7 上記の条件に違反し、又は四万十町補助金等交付規則の定めに違反した場合は、補助金の全部又は一部につき、これを返還させることがある。</li> </ol>	<p>様式第1号 (第4条関係) (略)</p> <p>様式第2号 (第5条関係)</p> <p style="text-align: right;">四万十町教育長 様</p> <p style="text-align: center;">住所氏名</p> <p style="text-align: center;">年度四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金変更承認申請書</p> <p>年月日付け四万十町教委指令第 号で交付決定のあった四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金(要綱第3条 事業)について</p> <p>下記のとおり変更したいので、四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 変更の理由</li> <li>2 変更の内容</li> <li>3 変更交付申請額 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">既交付決定額 (円)</th> <th style="width:50%;">変更後の申請額 (円)</th> <th style="width:50%;">差引増減額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>4 添付書類 収支予算書 (変更)</li> </ol>	既交付決定額 (円)	変更後の申請額 (円)	差引増減額 (円)			
既交付決定額 (円)	変更後の申請額 (円)	差引増減額 (円)					

改正後	改正前						
<p>様式第3号 (第6条関係)</p> <p>四万十町教育長 様</p> <p style="text-align: right;">住所氏名 ⑤</p> <p>年 月 日</p> <p>年度四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金変更承認申請書</p> <p>年 月 日付け四万十町教委指令第 号で交付決定のあった 年度四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金 (要綱第3条) について、下記のとおり変更したいので、四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 変更の理由</p> <p>2 変更の内容</p> <p>3 変更交付申請額</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">既交付決定額 (円)</th> <th style="width:33%;">変更後の申請額 (円)</th> <th style="width:33%;">差引増減額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 添付書類 収支予算書 (変更)</p>	既交付決定額 (円)	変更後の申請額 (円)	差引増減額 (円)				<p>様式第3号 (第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">住所氏名</p> <p style="text-align: center;">交付決定通知書</p> <p>年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度 四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金 (要綱第3条) に対して、下記の条件を付して金 円を交付する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">四万十町教育長</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>条 件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助金は、申請に係る補助事業に使用し、目的以外の経費に流用してはならない。</li> <li>2 補助事業を廃止又は中止する場合は、教育委員会の承認を受けること。</li> <li>3 予定した期日に事業が完了しないと認められるとき、又は事業遂行が困難となったときは、速やかに教育委員会に報告し、その指示を受けること。</li> <li>4 補助事業により取得し、又は効用を増加した財産は、他に譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。</li> <li>5 補助事業が完了し、又は廃止の承認を得たとき、又は町の会計年度が終了したときは、教育委員会の指定する期日までに実績報告書を提出すること。</li> <li>6 交付した補助金又は交付すべき補助金の額は、審査又は検査の後に確定する。</li> <li>7 上記の条件に違反し、又は四万十町補助金等交付規則の定めに違反した場合、補助金の全部又は一部につき、これを返還させることがある。</li> </ol>
既交付決定額 (円)	変更後の申請額 (円)	差引増減額 (円)					

改正後	改正前
<p>様式第4号(第6条関係)</p> <p>四万十町教委指令第 号</p> <p>住所氏名</p> <p>交付決定変更通知書</p> <p>年月日付けで申請のあった年度四万十町学校教育振興事業補助金変更承認申請について、申請のとおりこれを承認し、町教委指令第 号による交付決定通知の補助金額を金 円に変更決定して交付する。</p> <p>年月日</p> <p>四万十町教育長</p> <p>様式第5号～(略)</p>	<p>様式第4号(第6条関係)</p> <p>四万十町教委指令第 号</p> <p>住所氏名</p> <p>交付決定変更通知書</p> <p>年月日付け第 号で申請のあった年度四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金変更承認申請について、申請のとおりこれを承認し、月 日付け四万十町教委指令第 号による交付決定通知の補助金額を金 円に変更決定して交付する。</p> <p>年月日</p> <p>四万十町教育長</p> <p>様式第5号～(略)</p>

議案第18号

令和2年度教育委員会関係3月補正予算案について

令和2年度教育委員会関係3月補正予算案について、別添のとおり調整したので、委員会の意見を求める。

令和3年3月9日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

議案第19号

令和3年度教育委員会関係当初予算案について

令和3年度教育委員会関係当初予算案について、別添のとおり調整したので、委員会の意見を求める。

令和3年3月9日 提出

四万十町教育長 山脇 光章



議案第20号

令和3年度四万十町立保育所等の嘱託医等の委嘱について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条に基づく保育所嘱託医の委嘱及び学校保健安全法第23条に基づく認定こども園の学校医等を下記のとおり委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和3年3月9日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

令和3年度四万十町立保育所・認定こども園たのの嘱託医等（案）

委嘱期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日

保 育 所	内 科 医	歯 科 医
見付保育所	大西病院 小倉 英郎	矢野歯科 矢野 宗憲
東又保育所	土居診療所 土居 秀策	長山歯科 長山 久美子
興津保育所	土居診療所 土居 秀策	長山歯科 長山 久美子
北ノ川保育所	澤田 由紀子	いわさき歯科 岩崎 善仁
小鳩保育所	澤田 由紀子	どい歯科クリニック 土居 詔人
昭和保育所	澤田 由紀子	どい歯科クリニック 土居 詔人

認定こども園	内 科 医	歯 科 医	薬 剤 師
認定こども園たのの	澤田 由紀子	いわさき歯科 岩崎 善仁	たいしょう薬局 野村 泰之

参考

## 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

### 第5章 保育所

(職員)

- 第33条** 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。
- 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあつては、幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に1日に四時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）おおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児（以下「長時間利用児」という。）おおむね20人につき1人以上）、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上（認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上）とする。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。

## 学校保健安全法

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

- 第23条** 学校には、学校医を置くものとする。
- 2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。
- 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
- 5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

議案第 21 号

四万十町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の選定について

四万十町教育委員会表彰規則第 2 条及び第 3 条に規定する表彰に該当するとして、同規則第 5 条の規定に基づき、別添のとおり推薦がありましたので、被表彰者の選定について、委員会の意見を求める。

令和 3 年 3 月 9 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

## 参考

### ○ 四万十町教育委員会表彰規則（平成20年2月1日 教育委員会規則第1号）

（趣旨）

**第1条** この規則は、四万十町の教育、学術、文化、技芸、スポーツ等の振興発展に貢献し、その功績が他の模範として推奨できる学校等又は団体若しくは個人を表彰することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（児童生徒等の表彰）

**第2条** 四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、所管する幼稚園、学校に通園、通学する園児、児童、生徒又は四万十町に所在する園児、児童、生徒で構成する団体で、次の各号のいずれかに該当するときは、これを表彰することができる。

- （1） 人命救助やこれに類する行為を行ったとき。
- （2） 障害者・高齢者等に対する福祉活動、環境美化活動、伝統文化の継承等の地域活動を継続的に実践したとき。
- （3） 幼稚園、学校における継続的な活動が、他の園児・児童・生徒等に良い影響を与えたとき。
- （4） 有益な調査研究、発明発見又は工夫考案をしたとき。
- （5） クラブ活動、部活動等において、著しい成果をあげたとき。
- （6） 前各号に掲げるものの他、教育委員会が特に表彰する必要があると認めたもの

（学校等又は団体等の表彰）

**第3条** 教育委員会は、所管に属する学校等又は団体若しくは個人で次の各号に該当するものを表彰することができる。

- （1） 学校教育の振興発展に貢献し、その功績の著しいもの
- （2） 教育施設の充実整備に貢献し、その功績が著しいもの
- （3） 社会教育及び社会体育の振興育成に貢献し、その功績が顕著なもの
- （4） 学術、文化、技芸の向上発展に貢献し、その功労が顕著なもの
- （5） 青少年の健全育成等社会事業に尽力し、功労のあるもの
- （6） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に表彰する必要があると認めたもの

（表彰の種類）

**第4条** この規則による表彰の種類は、功労賞、功績賞及び奨励賞とする。

(表彰の推薦)

**第5条** 学校長、団体の代表者又は町民は、表彰に該当すると認められる学校等又は団体若しくは個人があるときは、推薦書(様式第1号)により教育委員会に推薦することができる。

(選考及び決定)

**第6条** 被表彰者は、教育委員会で選考し決定する。

(表彰の時期)

**第7条** 表彰は、原則として毎年度1回3月に行う。但し、必要があるときは随時行う。

(表彰の方法)

**第8条** 被表彰者には、教育委員会が表彰状を授与する。又、併せて記念品を授与することができる。

2 被表彰者になった者が表彰前に死亡した時は、表彰状及び記念品はその遺族に授与する。

(表彰名簿)

**第9条** 表彰事項は、表彰名簿に記載し保存する。

(その他)

**第10条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

四万十町教育委員会表彰規定 表彰基準

児童 生徒	2 条	1 号	人命救助やこれに類する行為を行ったとき。	功労
		2 号	障害者・高齢者等に対する福祉活動、環境美化活動、伝統文化の継承等の地域活動を継続的に実践したとき。	功労
		3 号	学校等における継続的な活動が、他の児童・生徒等に良い影響を与えたとき。	功労
		4 号	有益な調査研究、発明発見又は工夫考案をしたとき。	功労
		5 号	クラブ活動、部活動等において、著しい成果をあげたとき。(別表)	功績
		6 号	前各号に掲げるものの他、教育委員会が特に表彰する必要があると認めたもの。	功労 奨励
学校 団体 個人	3 条	1 号	学校等の教育の振興発展に貢献し、その功績の著しいもの	功労
		2 号	教育施設の充実整備に貢献し、その功績が著しいもの	功労
		3 号	社会教育及び社会体育の振興育成に貢献し、その功績が顕著なもの	功労
		4 号	学術、文化、技芸の向上発展に貢献し、その功労が顕著なもの	功労
		5 号	青少年の健全育成等社会事業に尽力し、功労のあるもの	功労
		6 号	前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に表彰する必要があると認めたもの	功労 奨励

※ 社会教育団体においても別表に掲げる基準を満たすものは功績賞の対象とする。

別表

スポーツ部門

	成 績	備 考
県大会	優勝	四国大会、全国大会の予選大会となるもの。 新人戦も含む。 地区(郡・ブロック)予選のある大会の場合、上記に該当しなくても表彰の対象とする。
四国大会	優勝・準優勝	予選大会のあるもの。オープン参加大会は含まない。
西日本大会	入賞(6位以上)以上	ベスト8も含む、オープン参加の大会の場合協議。
全国大会	入賞(6位以上)以上	ベスト8も含む、オープン参加の大会の場合協議。
選抜大会	上記大会別成績	選抜チーム主力メンバーとして参加した者を対象。 但しチームとして左記の成績を残していない場合は功績者表彰の対象外とする。

※ 上記に該当する場合でも、大会の種類・参加人数(チーム数)により協議を行う。

文化・芸術部門

	成 績	備 考
こども県展	こども県展賞	
	県知事賞	
吹奏楽コンクール	詳細は右記	県大会・・・金賞(四国大会出場権それ以外は含まない)を対象とする。
		四国大会・・・金賞以上を対象とする。
		西日本大会・・・銀賞以上を対象とする。
		全国大会・・・銀賞以上を対象とする。
		その他・・・コンクールの種類、参加者数等により協議。
文化・芸術大会		大会の種類等により協議。
県展	特選以上	
日展	入選以上	

※ 上記に該当する場合でも、大会・コンクールの種類・参加人数(チーム数)により協議を行う。

議案第22号

令和3年度教育委員会会計年度任用職員の任用について

令和3年度教育委員会会計年度任用職員を下記のとおり任用することについて、委員会の意見を求める。

令和3年3月9日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

学校教育課関係

職 種	配 属 先	任用期間	勤務形態	人数	備考
一般事務補助	学校教育課	必要な期間	パート	1人	
	教育研究所	必要な期間	パート	1人	
	県費事務職員の未配置小中学校	必要な期間	パート	必要数	
	興津小学校	必要な期間	パート	1人	防災枠
	学校給食センター	必要な期間	パート	必要数	
学校校務員	配置が必要な小中学校	必要な期間	パート	必要数	障害者雇用を含む。
学校図書支援員	配置が必要な小中学校	必要な期間	パート	必要数	
I C Tサポーター	学校教育課	必要な期間	パート	2人	
教育支援センター指導員	教育研究所	必要な期間	パート	必要数	保育士資格、教員資格、保健師資格
特別支援教育支援員	配置が必要な小中学校	必要な期間	パート	必要数	
教育相談員	教育研究所	必要な期間	パート	必要数	
給食配送員	学校給食センター	必要な期間	パート	必要数	
マイクロバス運転手	配置が必要な小中学校	必要な期間	パート	必要数	



放課後学習支援員	配置が必要な小 中学校	必要な期間	パート	必要数	
部活動指導員	配置が必要な中 学校	必要な期間	パート	必要数	
教育研究所長	教育研究所(補導 センター)	必要な期間	パート	1人	
補導センター所長					
SSW	教育研究所	必要な期間	パート	必要数	
ALT	学校教育課	必要な期間	パート	必要数	

### 生涯学習課関係

職 種	配 属 先	任用期間	勤務形態	人数	備考
清掃員	大正地域振興局 町民生活課	必要な期間	パート	必要数	
一般事務補助	大正地域振興局 町民生活課	必要な期間	パート	必要数	
	図書館(美術館)	必要な期間	パート	必要数	障害者雇用を含む。
保育補助	保育所	必要な期間	パート	必要数	
	認定こども園	必要な期間	パート	必要数	
調理員	保育所	必要な期間	パート	必要数	
	認定こども園	必要な期間	パート	必要数	
	子育て支援セン ター	必要な期間	フル パート	1人 必要数	
子育て支援員	保育所	必要な期間	パート	必要数	
	認定こども園	必要な期間	パート	必要数	
	子育て支援セン ター	必要な期間	パート	必要数	
図書館事務	図書館(美術館)	必要な期間	パート	必要数	事務、司書
専任補導員	補導センター	必要な期間	パート	必要数	
保育士	保育所	必要な期間	フル	必要数	学級担任等
			パート	必要数	
	認定こども園	必要な期間	フル	必要数	学級担任等
			パート	必要数	
子育て支援セン ター	必要な期間	パート	必要数		
マイクロバス運転手	生涯学習課	必要な期間	パート	1人	
草刈等作業員	大正・十和地域振 興局町民生活課	必要な期間	パート	必要数	
CIR	生涯学習課	必要な期間	パート	必要数	

議案第23号

令和3年4月1日付け学校校務員及び保育所等職員の人事異動について

令和3年4月1日付け学校校務員及び保育所等職員の人事異動を別紙のとおり行うことについて、委員会の意見を求める。

令和3年3月9日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

